報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年３月30日

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う統計法施行規則の一部改正案に関する意見募集の結果

総務省は、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）の一部を改正する省令案の概要について、令和８年２月14日（土）から同年３月16日（月）までの間、意見募集を行ったところ、意見の提出がありませんでした。
この結果を踏まえて、本日、統計法施行規則の一部を改正する省令を公布しましたのでお知らせします。

１　概要

統計調査によって集められた調査票情報等については、秘密の保護及び国民の統計調査に対する信頼の確保の観点から、統計法（平成19年法律第53号）第40条第１項の規定に基づき、「特別の定め」がある場合を除き、目的外での利用又は提供を禁止しています。一方で調査票情報を二次的に利用することにより、同種の統計調査の抑制や学術研究の発展など公益に資する場合があるため、この「特別の定め」として、同法第33条の２の規定に基づき、相当の公益性を有する統計の作成等については、調査票情報の提供を行うことを可能としています。

「相当の公益性を有する統計の作成等」の範囲は、公的統計を取り巻く環境等の変化に応じて柔軟に対応できるよう、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第19条において具体的に定めることとしています。

規則第19条第１項第１号においては、「大学等」が行う調査研究に係る統計の作成等であって、調査票情報を学術研究の用に供することを直接の目的とすることを「相当の公益性を有する統計の作成等」の要件の一つとしています。

「大学等」の範囲については、同号イ（１）において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する大学若しくは高等専門学校のほか、同法第124条に規定する専修学校のうち、同法第125条第１項に規定する専門課程に限るとしています。

今般、学校教育法の一部を改正する法律（令和６年法律第50号）の施行に伴い、専修学校に専攻科を設置することができるようになるため、「大学等」の範囲に専修学校に設置される専攻科を追加する改正を行います。

２　意見募集の結果

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う統計法施行規則の一部改正案の概要について、令和８年２月 14 日（土）から同年３月 16 日（月）までの間、意見募集を行ったところ、意見の提出はありませんでした。

３　改正省令の公布

意見募集の結果を踏まえて、統計法施行規則の一部を改正する省令（別紙）を本日公布し、令和８年４月１日から施行します。

（連絡先）
政策統括官（統計制度担当）室統計企画管理官室
担当：小川、田代、藤井
電話：03-5273-1142（直通）
Eメール：s-soukatsu_atmark_soumu.go.jp
（スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際には「@」に置き換えてください。）

（別紙）

○総務省令第三十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十三条の二第一項の規定に基づき、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

総務大臣　林　芳正

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（別紙）

改正後	改正前
（法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等） 第十九条　法第三十三条の二第一項の調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。 一　学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの イ　次に掲げるものであって、調査票情報を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。 ⑴　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくは高等専門学校若しくは同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する専門課程又は第百二十五条の二第一項に規定する専攻科に限る。）（以下「大学等」という。）若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究（公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第四号に規定する公益目的事業（⑶において「公益目的事業」という。）に該当するものに限る。以下この⑴において同じ。）又はこれらの者がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等 ［⑵～⑷　略］ ［ロ～ニ　略］ ［二　略］ ［2　略］	（法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等） 第十九条　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ⑴　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくは高等専門学校若しくは同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究（公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第四号に規定する公益目的事業（⑶において「公益目的事業」という。）に該当するものに限る。以下この⑴において同じ。）又はこれらの者がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等 ［⑵～⑷　同上］ ［ロ～ニ　同上］ ［二　同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（別紙）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。